

公益財団法人 下田市振興公社 役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人下田市振興公社（「公社」という。）定款第13条及び第27条の規定に基づき、この法人の役員及び評議員の報酬等の支給基準について定めることを目的とする。

(報酬等の区分)

第2条 役員等の報酬は、役員のうち、理事長及び常務理事にあつては月額報酬とし、その他の役員等については日額報酬とする。

(1) 役員とは、定款第21条に定める理事及び監事をいう。

(2) 役員等とは、役員及び評議員をいう。

(報酬等の支給)

第3条 公社は、役員等の職務遂行の対価として報酬を支給する。

2 報酬額は月額又は日額とし、別表の区分に応じて支給する。

3 前項に定める日額は、評議員並びに理事長及び常務理事以外の役員が評議員会又は理事会等の会議に出席したとき、及び監事が監事の職務に従事したとき（以下「従事」という。）、1日につき別表の報酬の額欄の金額を支給する。

4 月の途中で新たに就任した理事長及び常務理事には、日割り計算により、その日から月額報酬を支給する。

5 月の途中で理事長及び常務理事が退職し、又は解任された場合には、日割り計算により、その日までの月額報酬を支給する。

6 月額報酬の額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り上げる。

7 一時金（賞与）及び退職手当は支給しない。

8 理事に対する、各年度における理事全員の報酬の総額は1,800,000円を超えないものとする。

9 監事に対する、各年度における監事全員の報酬の総額は100,000円を超えないものとする。

(報酬等の支払日及び支払方法)

第4条 役員等の報酬は、全額を通貨で、直接役員等に支払うものとし、従事した日の属する翌月の末日までに支払うものとする。ただし、法令に基づき役員等の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除したものとする。

2 役員等の報酬について、役員等から申し出があつた場合においては、口座振替の方法により支払うものとする。

(費用弁償)

第5条 役員等がその職務遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあつた日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 評議員並びに理事長及び常務理事以外の役員が評議員会又は理事会等の会議に出席したとき、及び監事が監事の職務に従事したときは、下田市振興公社職員の給料表等の取扱基準（基準第6号）に準じ、職員通勤手当の額と同額を支給する。

3 理事長及び常務理事が職務のため出勤したときは、下田市振興公社職員の給料表等の取扱基準（基準第6号）に準じ、職員通勤手当の額と同額を支給する。

4 役員等が職務のため出張したときは、下田市振興公社職員旅費支給規程(平成5年公社規程第3号)に準じ、下田市職員の旅費に関する条例における特別職に支給する旅費に相当する額を支給する。

(公表)

第6条 この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準を公表する。

(改正)

第7条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人下田市振興公社の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年12月7日から施行し、平成24年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。(第2条、第3条関係及び別表の改正)

附 則

この規程は、平成27年6月12日から施行する。ただし、第3条第3項及び第5条第2項から第4項の改正規定は、平成24年10月1日から適用する。(第3条及び第5条関係の改正)

別表 (第3条関係)

区 分		報 酬 の 額
役 員	理 事 長	月額 30,000円以内
	常務理事	月額 90,000円以内
	その他の役員	日額 6,000円 半日 4,000円
評 議 員		日額 6,000円 半日 4,000円

備考 半日とは、当該職務に従事する日における午後零時を基準として、その前又は後において、当該職務の従事を開始した時刻から当該職務の従事を終了した時刻までの時間が、休憩時間を含め通算して3時間を超えない単位の時間（以下「単位時間」という。）をいう。この場合において、当該職務に従事するために要する通勤等に係る旅行時間は、単位時間から除くものとする。